

7 インターネット掲示板に誹謗・中傷が書き込まれた事例

高等学校 2年生・女子

事例の概要

夏休み明けに、担任はある生徒から「インターネット上の掲示板にAさんについての書き込みを見つけた。どうしたら良いか」という相談を受けました。学校のコンピュータでは閲覧できないため、担任は、すぐに教頭に報告しました。教頭は、市教委に学校のコンピュータのフィルタリングの解除を依頼しました。学校で、掲示板を調べると「Aさんはきもい」「Aさんは援助交際をしている」などの誹謗・中傷が書き込まれていました。Aさんに話を聞いてみると、本人はまだ見ていませんでした。

いじめの背景

Aさんは中学校時代より派手な行動が多く、交際範囲の広い生徒である。自校には友達が少なく、他校の生徒や卒業生との付き合いは多いが、援助交際しているという事実はない。こうしたAさんのことをよく思わない生徒が、嫌がらせとして行ったものと考えられる。

事実確認と対策の方針

- ・生徒指導委員会で掲示板の書込内容を分析したところ、本校の行事中の出来事や教職員についての書き込みもあり、その内容から本校生徒の行為である可能性が高いことがわかり、今後の対応について話し合った。
- ・Aさんと特定されないように、全校生徒へアンケートを取るなどして調査を行ったが、書き込みをした生徒は特定できなかった。
- ・学校は、削除等の対応について関係機関に相談した。

具体的な対応

配慮すべき事項

インターネットの内容については、印刷して複数の教職員の目で分析する。また、他に複写されていないかについても調査する必要がある。

①いじめられている子とその保護者への対応

- ・保護者に、掲示板の内容を印刷して事実を報告するとともに、書き込みをした生徒が特定できないことや学校の対応について理解を求めた。
- ・保護者には、サイト管理者に対して書き込みの削除要請をしてもらうなど、インターネット掲示板の誹謗・中傷への対応について理解を求めた。
- ・Aさんには、なぜ書き込みされるのか等について考えさせるとともに、養護教諭やスクールカウンセラーとも連携を取りながら、精神面からの支援を行った。

②校内での対応

- ・生徒指導部だよりや全校集会で「もし自分がいじめられたら」という立場で考えさせ、軽はずみな行動が犯罪行為につながることを指導した。
- ・ホームルームの時間等を使って、インターネットや携帯電話の利用上のマナーについて指導をした。
- ・保護者対象に、インターネット利用上の注意等を呼びかける文書を発行した。
- ・インターネット掲示板等の対応について、警察から講師を招き教職員で研修を行った。

その後の
経過

①いじめられている子の変容

- ・書き込みを削除した後は、掲示板のAさんにかかわる書き込みはなくなり、Aさんの表情は徐々に明るさを取り戻していった。
- ・スクールカウンセラーとの面談により、精神的に落ち着いてきた。

②校内体制の充実

- ・定期的にサイトのチェックを行う体制を整えた。
- ・専門家による講演の実施、ホームルームや集会、情報科の授業などを利用して、ネチケット等のネットモラルについての指導を強化した。
- ・スクールカウンセラーと連携を図り、学校における相談体制を強化した。

(1) 本事例を振り返って

- ・本事例では、掲示板の内容等を直ぐに削除したり、書き込みをした生徒が特定できないことから、全校への指導を行ったりしたことが、書き込みの広がり等を未然に防ぐことにつながったものと考えられる。
- ・生徒に対する情報モラル教育だけでなく、本事例のように保護者への啓発文書を出すなど、家庭でも対策を取ってもらうよう依頼することが大切である。

(2) 今後、参考にすべき点 (本書32～33ページ参照)

- ・いじめた子を特定することが困難である場合は、アンケートや生徒からの話など、できる限り情報を収集することが大切である。
- ・書き込みについては、保護者の理解と連携、協力を得ながら、道警サイバー犯罪相談窓口等、専門機関との連携を図り早急に削除する手だてを講じたことで、掲示板を見る生徒の広がりなどを防ぐことが重要である。
- ・インターネット掲示板やメール、ブログ利用にかかわるモラル教育の必要性、重要性を全教職員が共通理解するとともに、子どもたちにも、特別活動や道徳等の時間を利用して指導する必要がある。
- ・インターネット掲示板やメール、ブログなどへの書き込みの情報は、生徒が一番よく得ていることから、教職員は、工夫して生徒から情報を得る努力をする必要がある。
- ・生徒がよく利用している掲示板やサイト等について、状況に応じて定期的に監視することも検討する必要がある。
- ・PTA等の協力も得ながら、学校からブログ等のアドレスを紹介し、家庭で定期的に書き込み等のチェックをしてもらうなど、保護者を巻き込んだ取組も大切である。



8 ソーシャルメディアによるトラブルが発生した事例

中学校 2年生・女子

事例の概要

AさんとBさんは同じ学年で、同じ部活に入部している生徒です。2人は所属の学年・部活の双方でソーシャルメディアの1つである無料通話アプリの同じグループに入っていました。

ある時、AさんがBさんを学年のグループから強制的に退会させました。BさんはAさんが自分を退会させていたことを知っていましたが、何も言わず、再度学年グループに加入しました。しかし、すぐにまたAさんに退会させられました。Bさんは、Aさんの行為に怒り、Aさんを学年グループから退会させました。すると、Aさんは部活グループの方にBさんの悪口を書き込みました。しかし、部活グループのメンバーたちは、Aさんが何度もBさんを退会させていたことを知っていたので、Aさんに行方を咎めるメッセージを送信し、グループメンバー全員がAさんからのメッセージを受け付けないようにしました。その後、Aさんは学校生活でも孤立していきました。

トラブルの背景

Aさんは普段から部活を休みがちで、練習には時々参加するような状況であった。部活を休んでいた時は、学年の生徒と遊んでいたことが多かった。Aさんは、そのことをBさんに指摘されたことに腹を立て、Bさんを学年グループから退会させていた。

事実確認と対策の方針

- ・ Aさんに事情を聞いたところ、Bさんのせいで自分が孤立した、皆が自分を仲間はずれにしていると訴えてきた。部活を休んで遊んでいたことは認めるが、そうなのは、Bさんが自分に厳しいことを言ったためであると主張した。
- ・ Bさんは、Aさんを学年グループから退会させたことは事実であるが、自分も同じことをされていたので退会させたと言っている。
- ・ その後、学年教員と部活の顧問で情報を集め、それぞれのグループに所属している生徒を把握したところ、その人数は35名であった。重複して所属している生徒が学年・部活で形成されているグループのそれぞれの事情を知っていると考え、その生徒たちから優先的に更に詳しい事情を聞いた。
- ・ 部活の生徒たちは、AさんはBさんに部活を休んで遊んでいることを指摘され、腹を立てていたと言う。また、自分たちもBさんと同じ気持ちだったので、部活グループ内の数名が、Aさんに部活を休んで遊んでいるのはよくないというメッセージを送っていたことが新たにわかった。
- ・ 学年の生徒たちは、Aさんから遊ぼうと誘われた時、部活のことを聞くと「今日は休み」と言っていたと話している。しかし、多くの生徒が、部活をさぼって遊んでいることに気づいていたようである。AさんがBさんを強制退会させ、悪口を書いた時には、そういうことは止めるよう数人がメッセージを送っていた。
- ・ 予想よりも多くの生徒たちが関係していたことから、個別指導をした後に、学年・部活での全体指導へと切り替えることとした。

具体的な対応

① 個別指導とその保護者への対応

- ・ 部活の顧問、学級担任、学年生徒指導部担当者は、Bさんに自分がやられたことをそのままやり返すのは、解決方法としては好ましくないことを指導し保護者に経過を伝えた。
- ・ Aさんには、孤立している状況から脱するためにしっかりと部活に参加するよう指導し、スマートフォンの使用方法やメッセージの書き込みは個人的な

やり取りではなく、多くの生徒たちが見ていることを改めて認識させた。Aさんの保護者に連絡したところ、保護者もトラブルにつながることを薄々感じていたがやめさせられなかったとのことであった。

配慮すべき事項

ソーシャルメディアでは、同じグループ内の生徒たちがどちらにつくかで、瞬時に被害側と加害側が入れ替わる。

そのため、多くの情報を集め、しっかり対応することが求められる。

②全体指導

- ・学年集会、部活ミーティングではスマートフォンなどの適切な使用方法について全体指導した。特に、会話は相手の表情を見て心の動きも感じることができるが、メールやソーシャルメディアなどは文面通りのことしか伝わらないこと、一旦文面を送信するとやり直しがきかないため、相手がどう捉えるかがわからないこと等を指導した。
- ・多くの人が見ているので、個人宛のメッセージも全体に伝わる。どんな場合もそのメッセージを全員が賛成するわけではなく、反対意見も必ず出ることを覚悟しなければならないことについても指導した。
- ・正しくない使い方をしている生徒の中には、その行為が間違っていると認識していない者もいるので、咎めるだけでなく、正しい使い方を指導することも重要である。また、正義感をもって対応した生徒には、その行為を認めつつ、今後はAさんの反省を受入れ、温かい気持ちで接するよう指導した。

その後の経過

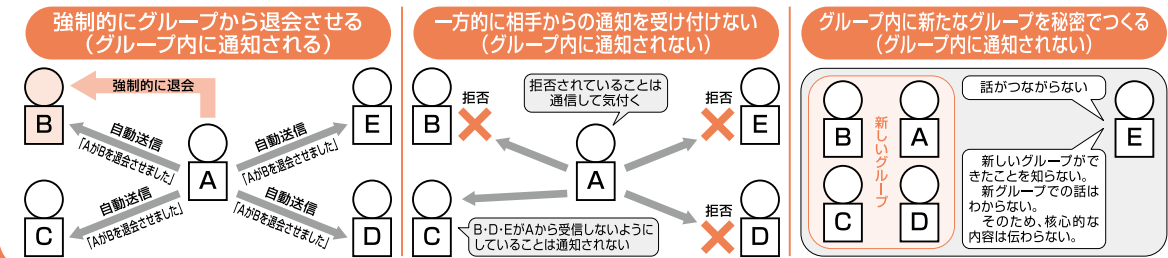
①個人の変容

- ・Aさんは、事例直後は落ち込んでいたが、部活に参加して部員たちと話をするようになった。Bさんとの関係も徐々に回復し、以前のように部活に参加しているが、継続して経過を見守っている。

②全体の変容

- ・ソーシャルメディアなどにおいて悪口などが書かれた時は、多くの生徒から教職員に情報が伝えられるようになった。そのため、他の生徒の悪口等は書かなくなった。
- ・学年集会の後、学年グループから多くの生徒が退会した。

ソーシャルメディア等でトラブルが多い使用方法



(1) 本事例を振り返って

・ソーシャルメディアでのトラブルでは、グループ内の生徒たちがどちらを認めるかによって被害側と加害側が瞬時に入れ替わる。そして、学校にいる時だけではなく、常にグループに縛られている。又、早期発見が難しいため、日頃より生徒からの情報を得られる状況をつくっておき、伝えられた場合には正義感を認め、今後につなげていくことが有効である。

(2) 今後、参考にすべき点

・ソーシャルメディアのトラブルの場合は多くの生徒が関わっているため履歴を残している場合が多い。その履歴を活用し情報収集や状況把握を進めていく。

※【ソーシャルメディア】

ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)、動画共有サイトなど、利用者が情報を発信し、形成していくメディア。利用者同士のつながりを促進する様々な仕掛けが用意されており、互いの関係を視覚的に把握するのが特徴。(平成26年度版 情報通信白書(総務省) 用語解説 より)

9 発達障がいのある子がいじめられた事例

小学校 4年生・男子

事例の概要

2学期に入って、A君が転入してきました。最初の頃は、クラスの友達も親切にかかわっていましたが、そのうち休み時間などでは一人ぼっちでいることが多くなってきました。

それは、A君が慣れてくるにしたがって、友達にきついことばをかけた、些細なことで暴力を振るうようになってきたからです。

そのため、みんなは、担任に気付かれないように、わざとA君を避けたり、陰口を言ったり、仲間に入れないようにしました。

A君は、いつもみんなから非難されたり、注意されたりすることを「いじめられている」と思うようになりました。

ある日、A君は自分の思いを母親に伝えたところ、それを聞いた母親が「うちの子どもが学校でいじめにあっている」と抗議の電話をしてきました。

担任は、まわりの子から十分話を聞かず、A君の話からだけで指導を進めていきました。

いじめの背景

A君は、3年生の時に、病院で広汎性発達障がいの診断を受けていたが、母親は、そのことを担任に知らせていなかった。A君は、友達とコミュニケーションをうまくとることができず、誤解を招くことが多かった。また、興奮した時は、クラスの男子からはやし立てられたり、女子からは、わざと避けられるようになった。

事実確認と対策の方針

配慮すべき事項

事実確認をいじめられている子だけにするのではなく、周りの児童等にも聞くことが大切である。

- ・担任は、A君からこれまで学級で受けたいじめについて、詳しく話を聞いた。しかし、その時点では、学級のまわりの子からの聴き取りは行っていなかった。
- ・障がいの特性を適切に理解した上で、保護者の了解を得て医療機関と連携を図り対応していくこととした。
- ・A君の問題については、学級の問題として担任だけで解決しようとせず、校内学びの支援委員会が中心となって組織的に対応することとした。
- ・まず、学級の子どもたちから状況を聴き取ったところ、いじめの事実があることを把握した。また、A君に対する個別の指導計画を立てるとともに、A君について全教職員に周知し、いろいろな場面で、A君をサポートできる体制づくりを行った。
- ・問題が発生した時は、担任や学年だけでなく、教頭、生徒指導担当者、特別支援教育コーディネーターと連携して対応していくこととした。

具体的な対応

①いじめられている子とその保護者への対応

- ・何度かA君宅に家庭訪問を繰り返すうちに、母親は、A君の言動がいじめを受ける原因になっているのではないかと考え、病院で診断を受けていることを担任に打ち明けた。
- ・A君に対しては、嫌なことがあったり、困ったことがあったりした時には担任に相談することや、どんな状況でも担任は安心して話を聞いてあげる存在であることを伝えた。

- ・学校は、指導の方針を伝え、それに対する理解を求めると共に、A君に対する個別の指導計画を立てて、保護者との連携のもと指導に当たっていくこととした。
- ・A君の言動がどうであれ、いじめは許されないということを学級で指導する旨を母親に伝えた。
- ・学校は、必要に応じて医療機関とも連携して指導にあたっていくことへの了解を保護者から得た。

②学級の子どもたちへの対応

- ・誰に対してもクラス全体で避けるような行動をとったり、仲間はずれにすることは、いじめにつながることであり、絶対に許されない行為であることを指導した。
- ・支援を必要とする児童生徒の得意なことや苦手なこと、理解しにくい行動を取ってしまう理由などを、学級の子どもが理解しやすいように伝えた。
- ・道徳や学級活動で「思いやり」や「個性」について考えさせたり、話し合わせたりするなどして、「心の教育」を行った。

③学級の保護者への対応

- ・A君の保護者の了解を得た上で、クラス全体が、これまでA君に対して疎外するような行動をとっていたことを伝え、今後の学校としての指導方針等について保護者に説明し、理解を求めた。

その後の
経過

いじめられている子の変容

- ・医療機関と学校が連携を図りながら、個別の指導計画をもとに、A君への支援を続けていくうちに、以前よりもA君自身の行動に落ち着きが見られるようになってきた。また、学級の子どもたちもA君の特性を受け入れるようになり、少しずつコミュニケーションが図られてきた。



(1) 本事例を振り返って

- ・本事例では、担任は、当初、A君の保護者からの訴えだけをもとに動き始めたが、いじめられている子どもから話を聞くだけでなく、双方からの話をよく聞き、いじめの事実があったのかどうかをよく見極めてから指導する必要があった。
- ・発達障がいの傾向が見られたとしても、医師の診断がない以上は、決して、決めつけた言動をしてはならない。

(2) 今後、参考にすべき点

- ・保護者からの悩みを聞き、思いを受け止めることによって、本音が聞けたり、これまで以上の協力関係が築けたりする。
- ・担任は、児童を指導していく際に、単に行動面だけに着目して対応するのではなく、その背景までも探って指導に当たったことが効果的であった。

10 発達障がいのある子がいじめた事例

小学校 3年生・男子

事例の概要

B君が数週間にわたって、不登校気味になりました。担任が電話や家庭訪問等で登校を促すとともに、その理由を聞くことにしました。

すると、発達障がいのある同級生のA君が、休み時間に嫌なことを命令してきたり、叩いてきたり、悪口を言ってきたりしていたことが分かりました。

B君は自分の思いを伝えることが苦手な児童で、なかなか担任や保護者に嫌なことやつらいことを伝えることができなかったということでした。

いじめの背景

A君は、幼稚園の頃から周囲とのコミュニケーションが上手くとれず、トラブルをよく起こしていた。小学校入学当初も同様であり、自分勝手な行動が目立った。保護者も徐々にそのような状況を自覚し、医療機関に相談して受診した結果、自閉症スペクトラム障害と診断を受けた。

3年生になった頃から、感情のコントロールが利かなくなることが多くなり、近くの席の子にちょっかいを掛けては担任に注意され、時にはそれでもやめることが出来ず、別室でクールダウンするということが続いていた。

B君は、比較的おとなしい子で、自分の思いを相手に伝えることが苦手であった。

事実確認と対策の方針

- ・担任は、B君から聞いた話を教頭と教務主任に報告した。
- ・A君には、発達障がいがあることから、校内学びの支援委員会を開き、担任、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級教諭と今後の対応策を検討した。
- ・事実確認の結果、A君はここ数週間に渡って、B君に対して悪口を言ったり、命令口調で様々な手伝いをさせたり、叩くといった暴力をふるったりしていたことが分かった。
- ・再度、校内学びの支援委員会を開き、今後の方針を検討し、A君については、保護者、カウンセラー、通級指導教室教諭と連携しながら対応することとした。
- ・B君に対しては、担任から今後はしっかり守ってもらえることを伝え、安心感をもって学校生活を送られるようにした。

具体的な対応

①いじめられている児童とその保護者への対応

- ・家庭訪問を行い、保護者にこれまでの事実と指導の経過を伝え、これからの学校の指導方針を説明した。
- ・いじめられたB君の立場に立って、二度といじめを受けないように学校全体で見守っていくことを伝えた。
- ・今後は、担任がこれまで以上にB君に声を掛けていくことにするが、B君自身も嫌なことがあったり、不安になったりした時には、自分か

配慮すべき事項

児童の障がい等の情報は、個人情報であり、その扱いには十分注意する。

その後の経過

ら周囲の人に伝えられるように可能な範囲で努力してほしいことも伝えた。

- ・低学年時代からA君の（発達障がいによる）困りを知っている保護者であるため、A君に対し、友達との接し方については毅然とした態度で指導をしていくと同時に、A君自身にも困りやその特性に応じた指導もしていくことで理解を得た。

②いじめていた児童とその保護者への対応

- ・暴力や悪口は、相手の体や心を傷つける行為であることを理解させ、反省を促し、このようなことは二度としないよう説諭した。
- ・A君自身が感情をコントロールできないことに困っていることを担任は共感的に受け止め、今後はこれまで以上にA君の思いを聞いていくことを伝えた。
- ・保護者に対しては、分かっている事実と指導の経過を伝え、今後の指導方針を説明し理解を得た。いじめた行為はいけないことであるが、A君の困りにも配慮の必要性があり、学校全体でかかわりを深めていくことを確認した。

①いじめられている児童と保護者の変容

- ・A君からの攻撃がなくなり、安心感をもって学校生活を送る姿が見られるようになった。
- ・保護者同士が懇談会等で交流し、互いに子どもを見守っていく姿勢をとるようになった。

②いじめていた児童と保護者の変容

- ・友達を叩いたり、悪口を言ったりすることは続けているが、特定の一人をいじめることはなくなった。
- ・通級指導教室への通級やカウンセラーとの面談を行い、困りを発散するようになった。
- ・保護者も積極的にカウンセラーを活用し、子どもへの対応の仕方をこれまで以上に考えるようになった。



(1) 本事例を振り返って

- ・本事例は、発達障がいのある児童がいじめを行っていることから、校内学びの支援委員会を開き、特別支援学級や通級指導教室の教諭、スクールカウンセラー等、多様な立場から、その対策を検討したことがいじめの解決につながったものと考えられる。

(2) 今後、参考にすべき点

- ・本事例の前から、コーディネーター等がA君の保護者とA君の発達障がいについて面談を行っていたため、保護者は学校の対応策にすぐに理解を示した。日常的に児童、保護者の困りに共感的に接し、信頼関係を築いておくことが重要である。

11 発達障がい疑いがある子がいじめた事例

中学校 1年生・男子

事例の概要

A君は小学生のころから落ち着きのない言動が多く、小学校の担任から、授業に集中できないことが多いという引き継ぎを受けていました。

A君には、みんなの役に立ちたいという思いや、間違いを正そうとする正義感もありますが、場をわきまえない言動で授業や学級の活動を妨害してしまうので、みんなからの信頼は得られずにいました。

中学生になってからは、授業妨害や迷惑行為などで指導を受けることが多くなり、A君は「自分だけが叱られる」という思いを強くしていたようです。

2学期になると、A君はその思いをより強くし、他の生徒の小さなルール違反を厳しく追及するようになっていきました。

A君に追及される中で、度々暴力も受けていた体格の小さいB君が担任に相談したため、情報を集めたところ、他にもいじめられている生徒がいることがわかりました。

いじめの背景

A君は、小学校の担任から「発達障がいの疑いがあるので、一度専門機関に相談してみてもどうか」と勧められ、3年生の時に教育センターに相談している。教育センターでは、自閉症スペクトラム（広汎性発達障がい）の傾向があると捉え、母親に児童精神科等の病院を受診することが望ましいと助言をしたが、病院には行かず、それ以降対処をしなかった。

同級生の間では、A君は注意をしても聞いてくれないという認識が広まっており、親しかった友達も注意をしなくなっていた。

担任は、トラブルがあるたびに指導を続けていたが、A君に誤りを自覚させる困難さを感じていた。

事実確認と対策の方針

- ・ A君が他の生徒の誤りをしつこく追及したり、暴力をふるったりした行為を一つずつ確認したが、A君は「自分の行為は、注意であっていじめではない。」という自分の考えの正当性を主張した。
- ・ A君には、いじめを訴えている生徒や、その他の同級生の気持ちを伝え、A君の行為は、いじめと受け取られていることを時間をかけて指導した。
- ・ 発達障がいが疑われる生徒と捉え、医療機関で専門的な助言をもらうよう勧めるとともに、スクールカウンセラーの支援を得ながら対応していく方針を確認した。
- ・ スクールカウンセラーの助言を受けながら学年でA君の個別の指導計画を立て、生徒指導委員会で情報共有しながら支援を進めていくこととした。

具体的な対応

① いじめた生徒とその保護者への対応

- ・ A君の母親に、学校で確認した事実経過とその背景として考えられることを説明した。
- ・ 個別の支援が必要と思われるので、医療機関の受診を強く勧めたが、母親は最後まで受け入れなかったため、親子別々にスクールカウンセラーによ

第一章

第二章

第三章

第四章

第五章

配慮すべき事項

発達障がい強く疑われる生徒の事案であるが、決めつけた言動をしないようにしながら進めなければならない。

その後の経過

るカウンセリングを受けるようにした。

- ・ スクールカウンセラーからも、母親に「お子様には個別の支援が必要です。」と助言してもらい、母親も今まで通りの指導では状況を改善できないという思いに至ったようである。
- ・ 親子で来校してもらっての相談を重ね、担任が学級で、「A君は物事に集中して取り組むことが苦手で、場面を考えて行動することも苦手」と説明することに親子から承諾を得た。
- ・ A君には、どんなに自分の主張が正しいと思っても、相手がいじめと感じるとしたら方法が間違っていること、暴力は決してふるわないこと、困ったときには、先生方に相談して納得するまで話し合うこと、を約束した。

②いじめられた生徒への対応

- ・ A君は、意識的にいじめをしていたわけではなかったが、相手がいじめと捉えていることを理解し、謝罪する気持ちになったことを伝えた。
- ・ A君から細かな事例一つ一つではなく、今までのことについて一括して謝罪する場面を設定し、今後同じ過ちをくり返さないことを確認した。

③学級の生徒への対応

- ・ 学級の生徒に、「A君は、物事に集中して取り組むことや、場面を考えて行動することが苦手な面がある」と伝え、これまでの行為も全てが悪意のある言動ではなかったことを説明した。
- ・ 今後もそのような言動があったら、否定や反論するばかりでなく、「A君はそう考えるんだね」と言い分を受け止めた上で優しくアドバイスしてあげてほしいこと、また、イライラした時には、しばらく別室で一人にさせることがあることなど、個別の指導計画に係る内容の一部を伝えた。

医療機関との連携による変容

- ・ 粘り強い指導や成長に伴う症状の緩和もあり、その後いじめに発展する出来事は起きていない。また、学級内では、他の生徒の思いやりのある言動により、徐々にA君の穏やかな面が見えるようになった。
- ・ A君の母親は、2年進級後、教育相談の中で、このまま授業に集中できない状態では学力の向上は望めないことを悟り、スクールカウンセラーの助言を受け、児童精神科を受診し投薬を受けることになった。服薬中のA君は非常に穏やかで授業にも落ち着いて参加できるようになった。薬の飲み忘れが続いた日のA君の落ち着きのなさは誰の目からも明らかで、服薬の効果が大きいとA君の母親も納得していた。

(1) 本事例を振り返って

- ・ 発達障がい疑われる生徒の事案であるが、その点を生徒・保護者が明確に認識できていないことに難しさがあった。
- ・ 保護者がスクールカウンセラーにつながった結果、保護者も冷静に現状を認識し、今後の対応について理解を得られた事案と考える。

(2) 今後、参考にすべき点

- ・ 発達障がい疑われる生徒の保護者には、診断を受けることに対する大きな不安やためらいがあり、容易に医療機関につながろうとしない場合も多い。しかし、専門家の支援なしに改善に向かわない事例も多いため、保護者の困りを敏感に察知し、思いを受け止めながら関係機関と連携した生徒の支援を進める必要がある。



12 いじめた子が特定できない事例

小学校 5年生・女子

事例の概要

担任は、最近、Aさんの様子がどこか落ち着かないと感じていたため、放課後に詳しくAさんから話を聞いたところ、何人かの女子が自分を無視するような行動をとるとのことでした。そこで担任は、関係する子どもたちを集めて事情を聞き指導しました。

しかし、数週間後、Aさんの名前をあげ、「キモイ・むかつく」と書かれたメモ用紙が水飲み場付近で見つかり、さらに同じような内容が書かれたメモ用紙が玄関ホールでも発見されたため、他の学級・学年の児童である可能性も出てきました。それを知ったAさんは、大きなショックを受けふさぎこんでしまいました。

まずは、5年生の全学級でいたずらのメモ書きについて学級指導をして、何か気になることがあれば調査用紙に書くように指導しました。その結果、書いた者は名乗り出てきませんでしたが、いくつかの情報が寄せられました。

いじめの背景

Aさんは内向的で、みんなと積極的に接することが苦手で、休み時間は一人でいることが多い。級友に声をかけられても反応がはっきりせず、無視しているように誤解されるため、Aさんに対して、周りの子どもたちの視線は冷たく、仲間に誘おうとしないばかりか、無視したり、ばかにしたような態度をとったりすることが多かった。

事実確認と対策の方針

- ・メモ用紙が落ちていた場所が、水飲み場や玄関ホールであったため、他の学級や他の学年でも確認してもらったが、手掛かりは得られなかった。
- ・様々な情報を収集したが、いたずらのメモ書きを書いたのはクラスの児童である可能性の高い情報は得られたものの、名前を特定することができなかった。また、Aさん以外に対する中傷めいたメモも発見されたり、玄関ホールにも落ちていたりしたことから、学年会で協議した結果、今後は学校体制で指導に当たっていくことを確認した。

具体的な対応

①いじめられている子とその保護者への対応

- ・担任は、学年主任とともに、何度も家庭訪問をすることで、Aさんは、どの様な行為によって傷つけられ、どんな気持ちになったのかを語るようになった。
- ・担任や周りの教職員は、どんな時でもAさんの味方であり、絶対に守りぬくことを伝えた。
- ・保護者へは、これまでの学校での指導を伝えるとともに、いじめている子がはっきりと特定できないこともあり、今後は学校体制で指導していくことを伝えた。

配慮すべき事項

Aさんの対人関係がうまくつけないことを指摘するのではなく、あくまでもAさんの気持ちに寄り添った形で対応する。

② 全校への指導

- ・このような陰湿ないじめに対して、全校にその事実を伝えるとともに、心に響くような指導を各学級で行なった。
- ・いじめられた子が特定できないよう配慮しながら、学校だよりや学年だより等でいじめ防止に向けて学校での取組や保護者への協力を求めた。
- ・全校の学級では学級活動の時間を利用して、AさんやAさんの保護者の同意を得た上で、誹謗中傷のメモ用紙について取り上げ、Aさんの名前を伏せながらいじめについてみんなで話し合う時間を設けた。
- ・当該学年の学級で行った調査用紙から、氏名はわからないが周囲から様々な情報があったことを伝え、いじめを許さない、強い心が大切であることを説いた。
- ・道徳の時間も活用しながら、思いやりの気持ちが醸成されるような指導の充実を図った。

③ 学校の指導体制の確立

- ・今回の指導では、いじめている児童の学級が特定できないため、校長、教頭、生徒指導担当者、学年主任などでチームをつくり、学校体制で指導に当たることにした。
- ・学校全体で休み時間や給食準備時間等における担任と子どもたちとの触れ合いを深めていった。
- ・担任は、Aさんとのかわり方について、スクールカウンセラーからアドバイスをもらった。

その後の経過**いじめられている子の変容**

- ・Aさんは、学校体制の支援もあって徐々に明るさを取り戻し、元気な学校生活を送れるようになった。
- ・休み時間なども、仲間に声をかけられて一緒に遊ぶ姿が見られるようになってきた。

**(1) 本事例を振り返って**

- ・本事例のように、書いた者が特定できない誹謗中傷等のメモ書きなどが見つかった場合、学年・学校体制で調べていくことが必要である。
- ・児童に対してアンケート調査を行うなど、様々な方法を利用して手がかりを探ることが大切である。

(2) 今後、参考にすべき点

- ・いじめが発覚した場合、あらゆる情報を集め、時、場所、状況等を分析し、可能な限り、いじめた人物を特定するよう努力する必要がある。
- ・いじめた人物が特定できない場合は、「いじめは絶対に許さない」という意識を醸成し、学校全体の風土づくりを再構築することも大切である。

13 集団によるいじめの事例

中学校 1年生・男子

事例の概要

A君は、2学期の初め頃から、遅刻が増え、欠席することも目立ってきました。担任は、そのことを気につけ、A君に積極的に声を掛けて、教育相談を行い、定期的に家庭と連絡をとっていました。

10月になり、A君はいじめを受けていることを母親に初めて告白し、いじめが発覚しました。母親から担任に電話があり、A君が同級生の5人から、教職員の目が届かない人通りの少ない廊下で擦れ違う度に『ブタ、デブ』『きもい』などという悪口を言われ続けており、さらにB君が、5人に指示し、偶然を装わせわざと足を引っ掛けさせていたことなどを聞きました。

いじめの背景

- ・ A君とB君は小学校時代には、仲が良かったが、1学期に言葉の行き違いからトラブルとなり、仲たがいをしていた。B君は、A君が自分の悪口を言っていると思い込み、A君が自分を避けるようになってと感じて、仕返しを考えていた。表面的にはリーダー的なB君であるが、陰でいたずらをするタイプであり、自分ではやらないで、他人にやらせていた。同級生5人のグループ内には、いじめを続けるうちに、自分がやらなければ、いつか自分がやられるのではという雰囲気があった。

事実確認と対策の方針

- ・ 担任は、母親からの訴えを学年主任、教頭に報告し、学年では、臨時の学年会において、対応の方針と手順を確認した。
- ・ 担任と副担任は、A君宅を訪問し、A君から直接話を聞き、いじめの様子やB君の悪口を言っていないことなどが分かった。
- ・ 学年生活係が中心になり、学年教員で5人それぞれから事実確認を行い、B君が5人に指示してやらせたこと、5人は、自分がやられないように、B君に言われるままに、A君に嫌がらせをしていたことが分かった。
- ・ B君は、5人を巻き込みA君へ仕返ししたこと、A君とのトラブルの原因を誤解していることが分かった。
- ・ 確認された事実を学年会で共有化し、いじめへのかかわり方に応じた対応策を検討し、それぞれへの対応を進めることとした。

具体的な対応

①いじめられている子とその保護者への対応

- ・ 担任と教頭は、A君宅を訪問して、本人、保護者に確認された事実と今までの指導経過を伝え、今後の指導の方針を説明した。学校は、学年体制で、A君がいじめを受けることなく安心して学校に通えるようにいじめられている子たちへの指導を継続するとともに、傷ついたA君の心の回復を支援し続けることを伝えた。
- ・ 担任は、A君が欠席がちだったことから、家庭訪問を継続しながら、その都度、いじめられている子たちへの指導の経過や彼らの反省の様子を伝えるとともに学習支援を行った。

配慮すべき事項

子どもへの指導のみで終わらせることなく、保護者への対応や説明をタイミングよくきちんと行う。

保護者への対応が遅れたり、十分な説明がなされないことにより、担任不信や学校不信を招くこともある。

その後の経過

②いじめている子とその保護者への対応

- ・ B君には、他人に指示していじめを行わせたことに対して厳しい態度で説諭した。A君への仕返しのため、何故5人を巻き込んだのかを、A君や5人の立場に立って考えさせることに時間をかけた。
- ・ 5人には、グループ内での関係性もあるが、心ない行為により、A君が非常に苦しんでいることを伝え、何故そのようなことを行ったのかを振り返る時間をもった。
- ・ 担任は学年主任とともに各家庭を訪問し、保護者に事実を伝え、これまでの指導の経過と学校の指導方針を説明し、本人も交え保護者と今後のことについて話し合った。
- ・ それぞれの保護者が子どもを伴い、A君宅を訪れ、謝罪した。

③学級への指導

- ・ 担任は、学級に、いじめがあった事実を伝え、どんな理由があっても、いじめは絶対に許されないことと確認した上で、今回のいじめ問題を学級の問題として、学級全員で受け止め、友人関係のあり方や人との接し方などを考える機会を設けるなど、学級内でいじめを絶対に許さない意識を高める取組を行った。

①いじめている子の変容

- ・ B君は、担任等との相談を通し、A君への誤解から他人を巻き込みいじめたことを反省し、母親が、涙ながらにA君親子に謝罪する姿を見て、心から反省するに至った。また、A君への信頼回復のため、他の5人と協力して、A君が休んでいた日の授業のノートを整理し、A君宅に届けた。

②いじめられている子の変容

- ・ 担任等の家庭訪問などにより、いじめの原因がB君の誤解であったことやいじめている子たちが反省していることが伝わり、悩みの解消が図られ、徐々に生活リズムも心も安定した。その後7人の人間関係も改善が図られた。

(1) 本事例を振り返って小学校で

- ・ 本事例では、集団でいじめることが、どれほど悪質な行為であるかをいじめている子たちに理解させ、いじめられた子の立場に立って、真の解決を図ることに力点を置き、いじめられている子、いじめている子、その保護者等への対応及び学級指導を行った。

(2) 今後、参考にすべき点

- ・ いじめが集団化すると、その行為が当たり前になったり、自分も加わらなければ、自分もいじめられるなど思ってしまったり、だんだんと巧妙化、悪質化していき、困難な状況に陥りやすいことから、教職員個々のいじめを見抜く力を高めることや、いじめを見抜く校内体制を構築することが大切である。
- ・ 学級での取組から、いじめを許さない気運を高め、さらに、こうした気運を学校全体のものにしていくことが大切である。



14 早期発見のために有効な手だてをとっていた事例

中学校 2年生・男子

事例の概要

この学年では、生徒指導担当者が週一回生徒の学習や生活の様子をまとめた情報交流紙を作成し、学年の教員に配付しています。今日配られたものにA君が体育の授業でチーム決めの時に孤立気味だったことと、選択英語の授業で英会話の練習をするとき、他学級の生徒がA君とペアを組みたがらなかったとの記述がありました。このことが気になった担任が、A君に直接聞いたところ、はじめは、仕返しやいじめのエスカレートを恐れ、口ごもっていましたが、最後には、いじめを受けていると渋々ながら話しました。体育の授業では「お前が入ったら負けるから俺のチームに来るな」とか「先生に足が痛いと言って試合に出るな」などと言われており、選択英語の授業でも「近くに座るな」とか「英検を受けるレベルでもないのに何しに来た」と言われているなど、仲間はすれや言葉によるいじめを同学年の生徒から度々受けていると話しました。

いじめの背景

A君は、体育の授業で一生懸命に準備や後片付けをしていたが、仲間のペースに合わず、足手まといと疎んじられていた。また、以前、A君が教室の机に落書きを書き、選択英語の授業でその机を使った生徒が、嫌がらせで書いたものと思い込み、仕返しをしていた。

事実確認と対策の方針

- ・担任は、A君から聞いた事実を学年主任、生徒指導担当者、教頭に報告したところ、生徒指導委員会を開くこととなり、そこで対応の方針と手順等を検討した結果、学年内の複数学級の生徒が関係していることから、学年体制を組んで対応することとした。
- ・A君に対する仕返しやいじめがエスカレートしないようにするため、A君が告げ口したのではなく、教職員の目撃ということはいじめている生徒に対応することとした。
- ・学年教員で分担して、関係する生徒から聞いたところ、A君が話したことが事実であることが分かった。
- ・事実が分かったところで、再度生徒指導委員会を開き、今後の対応の方針や再発防止策を検討した。

具体的な対応

①いじめられている子とその保護者への対応

- ・A君には、教職員の目撃情報ということはいじめた生徒の指導に当たり、学年教員が一致協力して、絶対にA君を守り抜き、安心して生活できる環境をつくることを約束するとともに、相談を重ね不安を徐々に取り除いていった。
- ・保護者も、A君に対するいじめが陰で続いたり、少し経ってまた再発したりするのではないかとこのことを心配していたため、繰り返し家庭訪問をして、いじめた生徒たちへの指導の経過を伝え続けるとともに、学校の指導方針・体制への理解を求めていった。

配慮すべき事項

教職員に話したことで、「仕返し」を受けやすくなる不安感を残さないように指導する。また、事後もいじめられた子が告げ口したことの判明により、いじめが再燃しないように継続した観察が必要である。

その後の経過

- ・保護者に学校の様子を見に来てもらった。保護者は実際に授業や休み時間の教職員の動きや生徒の様子を見て、安心感が強まった。

②いじめている子とその保護者への対応

- ・どんな理由があろうといじめに当たる行為は許されないと諭しながら、いじめられた側の立場で考えることを大切に、継続して指導した。また、いじめのきっかけとなった落書きの誤解を解いた。
- ・複数の教職員で各家庭を訪問し、これまでの事実と指導の経過を各保護者に伝え、学校の指導方針を説明し、理解を求めた。
- ・関係した全生徒の保護者に来校してもらい、謝罪を含めた話合いの場を設けた。

③学校体制での対応

- ・全教職員で、生徒理解に努めるため、授業や休み時間等での関係生徒の様子を観察とその様子をきめ細かに交流する体制を組んだ。
- ・複数の教職員でチームを組み、分担して、いじめられている生徒、いじめている生徒、その保護者への対応と学級・学年に対するいじめの再発防止の指導を進めた。

①いじめられている子の変容

- ・A君は、いじめている生徒から謝罪を受けた後も、まだ仕返しへの不安を残しながら学校生活を送っていたが、学年の教員が日常的に近くにおいて声を掛けるなど継続して対応を続けることで、その不安も徐々に軽減し、元気に生活できるようになった。

②校内体制の充実

- ・授業や休み時間等の生徒の様子を交流する体制が、学年から全校へと広がり、さらに情報交流紙が毎日の発行となった。そのため、教職員が生徒の近くで様子を細かく見るようになり、複数の目で多面的に子どもの変化をとらえることが、いじめ防止に役立っている。



(1) 本事例を振り返って

- ・本事例では、学年の体制として、授業中や部活動中に指導した内容や、休み時間や保健室での生徒の気になる様子などの情報をまとめたプリントを、毎週学年内で発行し、学年教員間でこまめに情報交流をしていたことが、いじめの早期発見・早期対応につながった。

(2) 今後、参考にすべき点

- ・いじめ問題の早期発見・早期対応には、校内組織が機能しているかどうか大きなポイントとなる。管理職のリーダーシップの下、校内組織が機能し、情報の伝達や共有化がスムーズに行われる体制ができていることが重要である。